

特定路外駐車場設置（変更）届出書

令和 年 月 日

新ひだか町長 様

特定路外駐車場管理者  
住 所  
氏名又は名称

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のために供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 構 造 及 び 設 備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 %			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要		a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等		
5 従業員概数				
6 供用開始（予定）日		令和 年 月 日		

備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

## 設置届出に必要な書類と提出部数

必要書類	提出部数	
	特定路外駐車場の届出 のみの場合	駐車場法の届出と併 せて届け出る場合
特定路外駐車場設置（変更）届出書（様式第1号）	2	/
高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式第2号）	/	2
特定路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図	2	/
特定路外駐車場の区域を表示した縮尺200分の1以上の平面図	2	/
路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺200分の1以上の平面図	2	2

※変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とします。

## 設置届出書の記入要領

- (1) 新設の場合、表題の（変更）の部分を消します。変更の場合は、（変更）を朱で囲み、以下の変更しようとする事項を朱書きします。
- (2) 特定路外駐車場管理者の住所及び氏名又は名称
  - 個人（例） ●●町●●丁目●●番地  
● ● ● ●
  - 法人（例） ●●町●●丁目●●番地  
●●●● 代表取締役 ●●●●
- (3) ①「駐車場の名称」；●●駐車場  
 ②「駐車場の位置」；駐車場の所在地（例：●●町●●丁目●●番地）  
 ③「規模」
  - イ「駐車場の区域の面積」…駐車場に係る敷地面積
  - ロー a 「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「一般公共の用に供する部分」…駐車場の用に供する部分のうち、一般公共の用に供する部分の面積
  - ロー a 「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」…月ぎめ契約等により、特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積
  - ロー b 「車路等の面積」…駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積
- (4) ①「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」…一般公共の用に供する部分のうち、車いす使用者用の駐車場の台数  
 ②「路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値」…路外駐車場車いす使用者用駐車施設から当該駐車場に接する道路・公園・広場その他の空き地までの最短経路を構成する傾斜路（段に代わるもの又は段に併設するものに限る）の勾配の最大値
- (5) ① 4 のイ欄には、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」または「無」のいずれかを記載します。  
 ② 4 のロの a 欄には、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。  
 ③ 4 のロには、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載する。
- (6) 「従業員概数」…当該駐車場の管理に従事する人数（事務、附帯業務を含む）
- (7) 「供用開始（予定）日」…営業を開始しようとする日